

公益社団法人日本アメリカンフットボール協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本アメリカンフットボール協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都品川区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(公告の方法)

第3条 この法人の公告は、電子公告の方法により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、東京都において発行する朝日新聞に掲載する方法により行う。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この法人は、アメリカンフットボールを統括する国内唯一の団体として、公式規則の制定、安全対策ならびに指導者の育成等の事業を行い、アメリカンフットボール競技を普及発展させることを通して、人々がスポーツに親しみ、豊かな人間性を育める社会を実現することを目的とする。

(事業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) アメリカンフットボールの普及啓発に関する事業
- (2) アメリカンフットボールの技術向上に関する事業
- (3) 全国的なアメリカンフットボール大会に関する事業
- (4) アメリカンフットボールに関する国際試合に関する事業
- (5) アメリカンフットボールの競技規則に関する事業
- (6) アメリカンフットボールの競技者の安全対策に関する事業
- (7) アメリカンフットボールの競技場の設置運営に関する事業
- (8) アメリカンフットボール競技の審判員に関する事業
- (9) アメリカンフットボールの情報発信に関する事業
- (10) アメリカンフットボール殿堂に関する事業
- (11) 関係団体・機関との情報交換・連携に関する事業
- (12) 前条の目的に則した大規模災害の被災地及び被災者に対する支援に関する事業
- (13) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項第1号から第13号までの事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第6条 この法人に、次の会員を置き、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 第12条第2項各号に定める加盟団体の代表者であって、第7条第1項に定めるところにより入会したもの
- (2) 特別会員 この法人に功労があった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者
- (3) 賛助会員 この法人の事業に賛同してその事業を推進するために入会した個人、法人又は団体

(正会員等の資格の取得)

第7条 加盟団体の代表者は、理事会の決議により別に定める入会申込書をこの法人に提出することにより、正会員の資格を取得する。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該加盟団体の代表者の数が第12条第5項に定める定数を超えるときは、当該超過分の入会申し込みは無効とする。
- 3 この法人の賛助会員になろうとする者は、理事会の決議により別に定める入会申込書により申し込まなければならない。この場合において、社員総会において定める入会及び退会に関する規則に定める基準により、理事会において入会の可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員総会において定める会費等に関する規則に基づき入会金及び会費を支払わなければならない。

- 2 賛助会員は、会費等に関する規則に定める賛助会費を支払わなければならない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会の決議により別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款又はその他の規則・規程に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 正会員を除名しようとするときは、当該正会員に対し、当該社員総会の日から一週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。
 - 3 第1項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなけ

ればならない。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (4) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は賛助会員である団体が解散したとき。
- (5) 正会員が破産手続開始の決定を受けたとき。
- (6) 正会員の所属する加盟団体が解散し、又は破産手続開始の決定を受けたとき。
- (7) 正会員の所属する加盟団体が除名されたとき。
- (8) その他正会員がその所属する加盟団体の代表者でなくなったとき。

2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、会員がその資格を喪失した場合でも、当該年度に係る未納の会費は納入しなければならない。

3 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

(加盟団体及び代表者等)

第12条 この法人と連携してアメリカンフットボール競技の普及発展のための活動を行う団体として、加盟団体を置く。

2 加盟団体は、次に掲げる団体とする。

- (1) 競技団体(複数のアメリカンフットボールのチームが加盟し、加盟チーム相互の試合を定期的に主催する団体をいう。以下同じ。)
- (2) 審判団体(アメリカンフットボール競技の審判を構成員とする団体をいう。以下同じ。)

3 この法人の加盟団体になろうとする競技団体及び審判団体は、理事会の決議により別に定めるところにより、加盟の申し込みを行わなければならない。

4 加盟の可否は、社員総会の決議による。この場合において、社員総会は、第2項に該当する団体で、この法人と連携してアメリカンフットボール競技の普及発展のための活動を行おうとするものについて、その加盟を拒否してはならない。ただし、第8項の定めにより除名された団体及び第8項第1号乃至第3号に該当する団体については、この限りではない。

5 加盟団体は、第6条第1号の正会員になるべき者として、理事会の決議により別に定める加盟団体に関する規程に基づき算定したメンバー数に応じて、別表に定める定数までの代表者を選定する。

- 6 加盟団体は、前項の代表者に異動が生じた際には、速やかにこの法人にその旨を通知するものとする。
- 7 加盟団体に登録している個人は、この法人の加盟メンバーを名乗ることができるものとする。
- 8 加盟団体が、次のいずれかに該当するときは、社員総会の決議により除名することができる。除名された団体は、加盟団体としての地位を失う。
 - (1) この法人の定款その他の規則・規程に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) 加盟団体としてふさわしくないと認められる行為をしたとき。
 - (4) 正当な理由がなく分担金を1年以上納入しないとき。
- 9 加盟団体を除名にするときは、除名を審議する社員総会において、当該団体の代表者に弁明の機会を与えなければならない。
- 10 加盟団体に関して必要な事項は、この定款に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める。

第4章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員及び加盟団体の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 社員総会を招集するには、会長は、社員総会の日1週間（社員総会に出席しない正会

員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、2週間)前までに、社員に対して、会議の日時、場所、目的である事項等を記載した書面又は社員の承諾を得て電磁的方法により、その通知を発しなければならない。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故のあるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、社員1人につき1個とする。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員及び加盟団体の除名

(2) 監事の解任

(3) 役員の一部免除

(4) 定款の変更

(5) 解散

(6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第20条 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことにつき、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及びその会議に出席した社員のうちから選出された議事録署名人2人

が、記名押印しなければならない。

(社員総会運営規則)

第23条 社員総会の運営に関して必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会運営規則によるものとする。

第5章 役員

(役員の設定)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 18人以上20人以内

(2) 監事 2人以内

2 理事のうち1人を会長とし、1人を専務理事、5人以内を常務理事とすることができる。

3 前項の会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、代表理事以外の理事のうち、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(欠格事由)

第26条 次に掲げる者は、この法人の理事又は監事（以下「役員」という。）となること
ができない。

(1) 一般社団・財団法人法第65条第1項各号に掲げられた者

(2) 一般社団・財団法人法第65条第1項第3号に該当する罪刑又は第4号に該当する刑に
処せられる可能性のある罪で起訴されている者

(3) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」とい
う。）第6条第1号に該当する者

(4) 公益法人認定法第6条第1号ロに該当する罪刑又はハに該当する刑に処せられる可
能性のある罪で起訴されている者

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行
する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行
し、業務執行理事は、理事会において別に定める職務権限規程により、この法人の業務を

分担執行する。

- 3 会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事の監査については、法令及びこの定款に定めるもののほか、監事全員により定める監事監査規程によるものとする。

(役員任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 増員により選任された理事の任期は、他の現任者の任期の満了する時までとする。
- 5 理事又は監事は、第24条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員地位の喪失)

第30条 この法人の役員は、第26条に掲げる各号のいずれかに該当するに至った時、当然にこの法人の役員としての地位を喪失する。

(役員解任)

第31条 理事及び監事は、いつでも、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第32条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、理事会において別に定める(監事については監事の協議により別に定める)報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いを行うことができる。この場合の支給の基準については、理事会の決議により別に定める。

(役員責任の一部免除)

第33条 この法人は、役員的一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、同法第114条第1項の規定により、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 この法人は、外部役員との間で、一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任につ

いて、同法115条第1項の規定により、理事会の決議によって、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(名誉会長及び顧問)

第34条 この法人に、名誉会長及び顧問3人以内を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じること。

(2) 理事会から諮問された事項について意見を述べること。

3 名誉会長及び顧問は、理事会において選任する。

4 名誉会長及び顧問の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給の基準については、理事会の決議により別に定める。

第6章 理事会

(構成)

第35条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第37条 理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

2 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会長以外の理事から会長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会の招集の請求があったとき。

(3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 一般社団・財団法人法第101条第2項及び第3項に基づき、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第38条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第2項第3号により理事が招集する場

合及び前条第2項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 前条第2項第3号による場合は、理事が、前条第2項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。
- 4 会長は、前条第2項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。
- 5 理事会を招集する者は、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
- 6 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第39条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるとき又は欠けたときは、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第40条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第41条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事がその提案について異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第42条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第27条第3項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

(理事会運営規程)

第44条 理事会の運営に関して必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規程によるものとする。

第7章 委員会

(委員会)

第45条 この法人の事業の円滑な推進を図るため、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会において選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める委員会規程によるものとする。

第8章 資産及び会計

(財産の管理及び運用)

第46条 この法人の財産の管理及び運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第48条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第50条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(株式等の議決権行使)

第51条 この法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を要する。

第9章 基金

(基金の拠出)

第52条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の募集)

第53条 基金の募集・割当て・払込み等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会の決議により別に定める基金取扱規程によるものとする。

(基金拠出者の権利)

第54条 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、この法人は、次条に定める基金の返還の手続により、基金をその拠出者に返還することができるものとする。

(基金の返還)

第55条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般社団・財団法人法第141条に規定する限度額の範囲内で行うものとする。

2 前条第2項の基金の返還の手続については、理事会の決議により定めるものとする。

(代替基金の積立)

第56条 基金の返還を行うときは、返還する基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、その代替基金については、取崩しを行わないものとする。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第57条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第58条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第59条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅す

る場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第60条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第11章 事務局

（事務局）

第61条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長その他の重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 情報公開及び個人情報の保護

（情報公開）

第62条 この法人は、公正に開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程によるものとする。

（個人情報の保護）

第63条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第13章 補則

（委任）

第64条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則（平成25年11月15日平成25年度第4回理事会決議）

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財

団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日（平成 26 年 2 月 3 日）から施行する。

- 2 この法人の最初の代表理事（会長）は、浅田 豊久とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 47 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日（以下「移行登記日」という。）を事業年度の開始日とする。
- 4 この法人の最初の理事は、廣川 英人、青山 睦、清水 裕司、松井 俊宣、平井 英嗣、寺花 史朗、浅田 豊久、境野 暎郎、佐伯 守康、石内 孔治、池野 邦彦、金氏 眞、深堀 理一郎、渡部 滋之、興 亮、深沢 守之、伊藤 義樹、川原 貴とする。
- 5 この法人の最初の監事は、荒井清壽及び三浦昭彦とする。
- 6 この法人の最初の専務理事は、金氏 眞とする。

附 則（平成 29 年 6 月 18 日平成年度第回社員総会決議）
本定款の改正は、決議の日（平成 29 年 6 月 18 日）より施行する。

別表（第 12 条第 5 項関係）

メンバー数	代表者数
～300	1
301～600	2
601～1200	3
1201～1800	4
1801～2400	5
2401～3000	6
3001～3600	7
3601～4200	8
4201～4800	9